

負担限度額認定申請書

令和 年 月 日

阪南市長様

次のとおり関係書類を添えて、食費・居住費（滞在費）に係る負担限度額認定を申請します。

フリガナ			保険者番号			2	7	2	3	2	8
被保険者氏名			被保険者番号								
			個人番号								
生年月日	年 月 日										
住 所	〒 連絡先										
入所(院)した 介護保険施設 の所在地及び 名称 (※)	〒 連絡先										
入所(院) 年月日 (※)			(※) 介護保険施設に入所(院)していない場合及び ショートステイを利用している場合は、記入不要です。								

配偶者の有無		有 ・ 無		左記において「無」の場合は、以下の「配偶者に関する事項」については、記載不要です。							
配偶者に関する事項	フリガナ										
	氏 名										
	生年月日					個人番号					
	住 所	連絡先									
	本年1月1日現在の住所（現住所と異なる場合）										
	課税状況	市町村民税 課税 ・ 非課税									

収入等に関する申告	☐	①生活保護受給者／②市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者									
	☐	③市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】収入額、その他の合計所得金額の合計金額が年額82万6千5百円以下です。（受給している年金に〇してください。以下同じ） ※寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。以下同じ。									
	☐	④市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額82万6千5百円を超え、120万円以下です。									
	☐	⑤市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額120万円を超えます。									
預貯金等に関する申告※通帳等の写しは別添	☐	預貯金、有価証券等の金額の合計が②の方は1000万円(夫婦は2000万円)、③の方は650万円(同1650万円)、④の方は550万円(同1550万円)、⑤の方は500万円(同1500万円)以下です。 ※第2号被保険者(40歳以上64歳以下)の場合、③～⑤の方は1000万円(夫婦は2000万円)以下です。									
	預貯金額	円	有価証券 (評価概算額)	円	その他 (現金・負債を含む)	円	()※ ※内容を記入して下さい				

申請者が被保険者本人の場合には、下記について記載は不要です。

申請者氏名	連絡先（自宅・勤務先）	
申請者住所	本人との関係	

同意書

阪南市長様

介護保険負担限度額認定のために必要があるときは、官公署、年金保険者又は銀行、信託会社その他の関係機関（以下「銀行等」という。）に私及び配偶者（内縁関係のものを含む。以下同じ）の課税状況及び保有する預貯金並びに有価証券等の残高について、報告を求めることに同意します。また、市長の報告要求に対し、銀行等が報告することについて、私及び私の配偶者が同意している旨を銀行等に伝えて構いません。

令和 年 月 日

（本人） 住所

氏名※

（配偶者） 住所

氏名※

（代筆者） 氏名

※本人又は配偶者がそれぞれ自署しない場合は、記名してください。

阪南市記入欄

- ☐ 世帯非課税
- ☐ 他市在住配偶者【 無・有 ⇒ ☐ 非課税証明の添付 】
- ☐ 非課税年金受給【 無・有 ⇒ システム確認（可・不可）】
☐ 「有」かつ「不可」の場合：担当者による情報照会
- ☐ 預貯金の写し
☐ 定期預金【 無・有 】
☐ 以下の①～⑥の項目を確認できる（定期預金含む）
【①銀行名 ②支店名 ③口座番号 ④名義人 ⑤年金受給額 ⑥最終残高（2か月以内の履歴）】
- ☐ その他資産【 無・有 ⇒ ☐ 残高等確認書類の添付】

受付者

＜承認チェック： ☐承認 ☐却下＞

適用段階	収入等※区分	資産合計基準	
		単身	夫婦
☐ 第1段階	生活保護	10,000,000	20,000,000
☐ 第2段階	826,500円以下	6,500,000	16,500,000
☐ 第3段階①	826,501～1,200,000円以下	5,500,000	15,500,000
☐ 第3段階②	1,200,001円以上	5,000,000	15,000,000
申請者	収入等	（ ） ☐ 単身 ☐ 夫婦	

※収入等：課税年金収入額＋その他合計所得金額＋非課税年金収入額

☐ システム入力

☐ 受給者減免台帳「結果情報一状態」欄：「申請受理」で保存